

県民投票参考人陳述への公開質問状と回答について

県民投票条例参考人陳述を考える県内市町村議会議員有志一同

柏崎刈羽原発再稼働についての県民投票条例案を審議した4月の臨時県議会で行なわれた参考人陳述の内容について、私たちは多くの問題があると認識し、去る6月20日、参考人の今本啓介・新大教授に公開質問状を送付したところです。

その後、県議会事務局を通して、7月9日に回答を受け取りました。また、私たちとは別に、「柏崎刈羽原発再稼働をさせない会・村上」の皆さんも公開質問状を送付しており、同時期に回答を得ていることもわかりました。しかし、これらの回答においても依然問題は解消されておらず、看過できない内容も含まれています。

現在、原発再稼働に向けた手続きは、最終局面にあります。花角知事は、先の6月県議会答弁などにおいて、「地元同意」に先立つ「県民の意向確認」について、「直接投票」をその手法のひとつとして今も示しており、「県民投票で決める会」提出の投票条例案が否決された現在にあっても、「県民投票」の可能性は依然残っていると言えます。先の参考人陳述の問題点や論点をあらためて明らかにすることは、今後の「県民の意向確認」や「直接投票」のあり方、さらには原発再稼働と民主主義の観点からも、重要だと考えています。

そこで、今本氏の回答とその問題点について、別紙のとおり見解を説明させていただきます。

有志議員一同

【新潟市】青木学 飯塚孝子 石附幸子 加藤大弥 倉茂政樹 小泉伸之 幸田健太 渋谷明治 竹内功 武田勝利 中山均 野村紀子 鈴木映 【長岡市】五十嵐良一 【新発田市】長島徹 三母高志 【小千谷市】駒井和彦 佐藤隆一 長谷川有理 【村上市】上村正朗 【燕市】長井由喜雄 【上越市】平良木哲也 【佐渡市】荒井真理 【魚沼市】高野甲子雄 【南魚沼市】梅沢道男 【刈羽村】武本和幸

連絡先

新潟市議 中山均 (nakayama14@gmail.com 090-1541-4798)

なお、一連の資料の電子データは <https://nakayamahitoshi.com/archives/1968> にアップロードしています。

(別紙) 今本啓介参考人への公開質問状の回答に対する見解

1. はじめに一陳述や回答の基本的姿勢

- (1) まず、今本教授は今回の回答の中で、『『公開』質問状ということどこで切り取られるかわからない』などと述べておられるが、そもそも4月臨時会での参考人としての陳述は、議会内の秘密会議の場ではなく、多くの傍聴人の見守る中、広く「公開」された本会議の場で行なわれている。

その動画や議事録も公開され、陳述資料も情報公開対象である。

したがって、「公開」だから「切り取り」「歪曲して理解」云々を言うのであれば、公開質問状の有無にかかわらず、すでにそのリスクは生じており、何を言おうとしているのか、全く理解できない。

- (2) 多くの者が持つ当然の違和感に基づく質問に対し、「学問の自由」を盾に、「きわめて不当」「危険」「人権侵害」とまで言うのは、逆に「言論の自由」の否定である。そしてその「学問」を強調しながら、今回の回答でも依然明確な「学問」的・「客観的」根拠を示していないことには、憤りを強くする。

「公開質問状」は、社会一般に（その是非はどうあれ）珍しい取り組みではない。今本氏がそれら全体を否定しようとしているのか、ご自分には「学問の自由」があるからそうした批判的質問から免れる特権があるとでも言いたいのか、これも意図するところが不明である。

- (3) 私たちの質問状は、できるだけ理を尽くし、根拠も示しながらお届けしたものである。しかし、それに対し、今本氏は多くの点で直接の回答を避け、反論とは言えない記述に終始している。私たちは、今本氏が「県民投票に慎重」でそれが気に入らないから質問状をお届けしたのではない。今本氏は、参考人陳述について「私の意見を表明する場ではない」「客観的な説明」と述べていながら、全体として、明確な「客観的」根拠を示すことなく、陳述内容は多くの点で明らかに「個人的意見」としか解釈できないもので、それは今回の回答でもほぼ同様である。私たちはこの点にこそ強い違和感と憤りを持っている。臨時県議会での陳述が、たとえ立場が異なったとしても、より客観的な説明や事実・科学的根拠に基づくものであれば、そもそもこのような質問状をお届けすることもなかったと考えている。

- (4) 去る 7 月 7 日付新潟日報では「原発から距離のある地域の住民は原発への関心が薄いのか」という大きなタイトルの記事が掲載され、県北地域の住民が今本氏の陳述に対し「実際に県北を歩いたのか」「エビデンスがあるのか」と不快感をにじませた旨、書かれている（なお、この記事の中でも、原発との「距離」については「道のり」の「(約) 200 キロ」ではなく直線の「150 キロ」が使われており、この点は次項も参照）。これは、今本氏の陳述に対する私たちの違和感が突出した特異なものではないことを間接的・客観的に示していると言える。
- (5) また、今本氏は「距離をいう時は道路を使って行き来することを想定することが通常」などと述べているが、それは「通常」などとは言えない、と断言できる。それは、「時と場合による」と言うべきである。移動時間を考えるような場合は今本氏が言うように道路や線路の距離を、火山や原発、あるいは廃棄物処理施設など問題となる対象物との空間的な距離を考える場合は直線距離を考えるのが、文字通り「通常」であり、一般的である。

これは、PAZ や UPZ が（その是非は別として）直線距離で設定されていることを見ても明らかであり、さらに言えば、たとえば大飯原発 3・4 号機の再稼働差し止めを命じる福井地裁判決（2014 年 5 月）では「(原発から) 250km 圏内に住む住民らは差し止めを求めることができる」と判断しているが、この「250 キロ」は、言うまでもなく「直線」距離である。「150 キロか 200 キロ」かは、述べられている通り「大きな意味を持た」ず、その数字の違い自体を深く議論しても不毛だが、数字や言葉の扱い方の粗雑さ・安易さや、根拠の無いまま自分の説を強弁する姿勢は、陳述や今回の回答全体にも共通する基本的な問題として強く指摘しておきたい。

2. 「自分事として考えることができる範囲」について

この点の回答に関しては多くの問題を指摘しなければならない。

- (1) 私たちの反証に対し、今本氏は「②（「県内市町村研究会」による）要望活動は自治体が行っていること」だが、だからと言って「原発から遠く離れた県民が自分事として考えることができるということにはならない」「③原発事故の影響が広く及んでいることは重々承知している」が、だからと言って「遠く離れた人が自分事として考えることができるということにはならない」などと繰り返すのみで、ご自分の主張・考えの根拠を全く示しておらず、何ら反論になっていない。

- (2) また、「UPZ については、私も承知している」「『隣接』と言った場合に、確かに UPZ 圏内に入っていない自治体はあり、誤解を生じるところがあった」「(しかし) その点は重要ではなく、むしろ遠く離れた県民まで自分事として考えることができるのかという問題提起をする一環でこのような説明をした」旨記載されている。

まず、驚くべきことだが、注意深く作成されたはずの今回の回答の段階においても初歩的な間違いがある。「『隣接』と言った場合に、UPZ 圏内に入っていない自治体はある」のではなく、逆で、「UPZ 圏内自治体には『隣接』していない自治体がある」ことを当方は指摘しているのである。

質問状で指摘した通り、原発事故の際、その進行や広がりに応じて、UPZ 自治体(「隣接」を超えた自治体を含む)は、避難計画の策定が義務付けられている。「遠い住民まで自分事として考えることができるか」との問題提起をするのであれば、そうした枠組みを無視したまま「せいぜい隣接」などと不正確で曖昧な発言をすべきではない。これは、これらの問題に関する今本氏の理解・認識不足を露呈している。

- (3) さらに看過できないのは、「自分事として考えるべき内容は、原発の安全性にとどまるものではなく、原発立地自治体の財政やまちづくりなど広範にわたる」ため、「立地自治体以外の住民は自分事として考えることができない」旨、述べられている点である。「柏崎刈羽原発再稼働をさせない会・村上」への回答でも「原発の危険性の他に原発立地自治体のことをも考える必要がある」とし、「法人税収や交付金」まで持ち出しており、これらを「恩恵」とも述べている(真に「恩恵」と言えるのかについても大きな議論・論争があるが、ここでは置いておく)。

立地地域の住民の当事者性が相対的に高いことは多くの人びとが否定しないだろう。また、仮に県民投票が行なわれた際に、最終判断に向けて立地地域の意向を知事が何らかの重みを加えて考慮することも技術的・論理的にも可能である。しかし今本氏の論理を整理すると、立地地域には「原発の危険性」の問題の他に「税収や交付金」などによる「恩恵」があり、仮に再稼働しない場合にその恩恵が失われるから「当事者性」があるが、はじめから恩恵がない地域の住民には「当事者性」がない(「あるのか疑問」)、ということになる。

立地自治体以外の住民に「立地自治体の恩恵のことまで考えろ（＝考えられないから当事者性が無い）」と言うならば、その同じ論理で、立地自治体住民には

「立地自治体以外では恩恵も無いのにリスクや義務（下記で後述）を負うことの問題を考えろ」ということも当然にも成り立つ。当事者性問題に関する今本氏の論理は、このように、短絡的できわめて奇妙かつ不合理なものである。

- (4) しかも、立地自治体以外の住民にとっては、単に原発による直接的な安全性の有無やその程度だけではなく、事故が起きた場合に、各自治体で立地及び周辺地域住民の避難者を受け入れることが各種計画で定められていること、立地自治以外を広範囲に巻き込む経済・農業等への風評も含めた深刻な被害など、まさに新潟全体の「財政やまちづくり」や原発事故があった場合に失われてしまう環境や産業面での「恩恵」を「自分事」として考える必要がある。

上記新潟日報の記事では、村上市の住民が「事故時に柏崎市や刈羽村が他の自治体の支援なしで全部できるなら、立地自治体で判断すればいい。できないなら全県で決めるべきだ」と至極真つ当な意見を述べたことも紹介されている。

今本氏の論理は、このような問題を矮小化するきわめて表面的・一面的なものと言わざるを得ない。

3. 「議会不要論」について

「これまで『議会不要論』が問題となった事例があるならば示してほしい」との質問に対し、「間接民主制をとっている場合に住民投票制度を設けることの理論上の説明をしたのみ」「本来間接民主制をとっていれば、選挙で選ばれた議員により構成された議会で議論するのが筋であるという趣旨」とのみ答えているだけで、回答になっていない。そもそもこの部分の今本氏の陳述資料では、「ともすれば議会不要論にもつながることに注意する必要がある」などと「注意喚起」として述べられている。本当に上記の趣旨ならば、その通り単純に述べれば事足りるにもかかわらず、あえて「ともすれば・・・注意する必要」などと意味不明な発言をするする必要も、全く理解できない。

「議会不要論」は、一般に、住民投票否定派からよく持ち出される観念的な俗説の類であり、それが問題となったような具体的な事例を、今本氏は結局示すことができなかったことになる。

また、「間接民主制」なのだから「議会で議論するのが筋」だとするならば、原発再稼働問題に限らず、これまで実際に各地でおこなわれた全ての住民投票に関しても、否定的な評価をしていることになる。これは、あまりに偏った見方である。

さらに、そもそも、議会での議論と住民投票制度を対置していること自体、不適切である。議会には自治法で定められた権限があり、逆に言えば、それ以外の課題に関する住民合意の形は多様にあって問題はない。住民投票を実施することは議会での議論を否定するものでは全くなく、議会での議論も、住民投票にあたっての住民同士の熟議も、民主主義・住民自治の充実に寄与するものである。住民投票が間接民主制の原則に反するかのような言説は、甚だしく合理性を欠く。

なお、新潟大学名誉教授でもある石崎誠也氏は、「今日、全国で制定されている住民投票条例に議会議決事項を拘束するものは予定されていないので、住民投票が議会不要論につながる根拠は全く見いだせない」旨、断言している（「住民と自治」2025年8月号、30-33p）。

4. 住民の「責任」について

今本氏が陳述の中で「（住民投票の場合）投票結果に住民は責任に堪えられるか」としている問題について、「その責任とはいったい何を意味するのか」との問いに、今本氏は「住民投票は投票により意思決定が行われるものだから、住民にその責任が直接に生じるという趣旨」と言うのみで、結局「責任」の中身について何も語っていない。

しかも「投票により意思決定が行われる」というのも正確ではない。あくまで間接民主主義制度の中で行なわれるもので、条例上も首長には尊重義務を課しているに過ぎない。

しかも、質問で触れた通り、福島原発事故の「責任」は、結局曖昧にされたままであり、個人としては誰も取っていない中で、投票の場合のみ住民に責任を負わせるような言説も疑問である。投票結果を尊重した判断により、例えば何らかの損害賠償請求があったとしても、住民一人ひとりに直接支払い義務が発生するわけでもなく、今本氏の陳述は、我が国の原発事故の無責任体制を無視しながら、実態を超えて過大に住民を脅迫するようなものと言わなければならない。

5. 拘束力問題について

条例案の「拘束力」の問題について、「実際には、住民投票の結果に従わないことは想定されないとされる」などとした根拠を質したことに對し、回答では「『想定されない』とは述べておらず、『想定されないとされる』と述べた」「理論上はそうのようにされているという趣旨」としているが、「想定されないとされる」「理論上はそうのようにされている」としながら、その「理論上」「される」の根拠は、結局、陳述でも回答でも全く示されていない。

さらに、質問で実際に投票結果と異なる首長判断をしたケースがあることを指摘したことに対し、「(投票結果に反した首長判断の) ケースがないとは申し上げていない」などと述べているが、これらの「ケース」は、拘束力の議論には無視することのできない重要な事実である。それにもかかわらずそれにまったく触れないのは、それらの事実を知らなかったか、知っていながら触れないとすればきわめて不公正・不誠実だと言わなければならない。その点でも、回答はまったく不公正で不十分である。

6. 市町村の「拒否」について

これに関する回答は、一定の見解が論理に沿って述べられており、今回の回答の中でほとんど唯一、まともな制度的・学術的議論が可能な部分である。その上で、明確に反論させていただく。

今本氏は、自治法で規定された事務処理特例について「県民投票条例の実施のような、本来県が実施すべきものを市町村にさせることを目的とするものではない」としているが、まず、そのように言うなら、条例案の参考人陳述の場において、市町村の投票事務に自治法の事務処理特例を適用することの適否を直接的に問題提起すべきであったはずである。「拒否の可能性」などという抽象的・曖昧な表現で済ませているのは、投票に慎重な立場で考えたとしても適切ではないし不十分である（陳述の段階では十分な検討がなされていなかったことを間接的に物語っていると推察されるが、その点是指摘のみにとどめておく）。

この点について、まず、今回の県民投票条例案は、原発再稼働（あるいはその逆）を進める政策そのものを「市町村に押し付ける」ものではなく、その是非を県民に投票で示してもらうためのもので、政策的に中立的な制度提案であり、投開票事務という技術的な部分のみ市町村に委ねるものとなっており、実際、沖縄県の県民投票でも投開票事務はこの事務処理特例に基づいて行なわれている（当時、県は総務省にも確認しながら手

続きを進めている)。今本氏は沖縄県の県民投票に、重大な法的問題があったとでも言うのだろうか。

また、条例に基づく県民投票が執行される場合を想定すれば、「直接請求」に基づき、「選挙で選出された（県民の代表たる）県議会で可決」されたことが前提になり、その投票を実施するために、事務の一部を市町村に委ねたとして、それは県民の意思に適合し、市町村の独自性を損なうことにはならないと考えるべきである。

今本氏はさらに、「このようなことを市町村の同意もなしにさせることは、市町村の自治権の侵害につながり、都道府県と市町村を上下関係としてとらえない地方自治法の趣旨にも反する」と述べているが、県民投票の一部の投開票事務を「このようなこと」などと過大に取り上げるならば、自治や住民の人権を侵害する可能性のある「原発推進政策」を、県内市町村や住民の同意なしに推し進めようとする政策そのものに対してこそ、今本氏は声を上げるべきである。それが今本氏の主張の論理的帰結であると言える。